

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇月〇日から平成〇年〇月まで自動車整備工等として従事していたが、そのうち、15年以上炭鉱内の電機工として粉じん業務に従事していた。その後、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで就労したA県B市所在の会社C製作所を最終粉じん事業場として、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3ロ」、X線写真の像「PR3」、合併症「続発性気管支炎」、療養の要否「要」と決定され、同年〇月〇日を診断確定日として、D病院において療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、同病院にて死亡した。

死亡診断書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、直接死因：間質性肺炎、直接死因の原因：じん肺」であった。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の死亡とじん肺及び続発性気管支炎（以下「じん肺等」という。）には相当因果関係がある旨主張している。

(2) 被災者の胸部X線所見等について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「初診時よりPR3の所見であった。肺炎をくり返し、肺陰影はさらに悪化していた。」と述べており、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「『生活習慣病予防健診結果通知票』をみると、管理区分決定する以前の平成〇年〇月にX線上、間質性肺炎が確認され、平成〇年〇月には間質性肺炎、右上肺野・左中下肺野浸潤性病変と診断されている。」、「初診時から平成〇年〇月〇日に亡くなるまでに撮影されたエックス線やCRを見ると両肺野にすりガラス陰影や網状影が確認でき、間質性の変化が相当進行していることが認められる。」、「管理区分決定時の健康診断結果証明書によれば、『続発性気管支炎』の合併が認められているが、痰の量・性状ともに重篤なものとは認められない。」と述べている。

さらに、審査官が依頼したG医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、（平成〇年〇月〇日管理区分判定時）の胸部X線写真について「両側びまん性に分布する網状陰影とすりガラス様陰影で末梢肺動脈の不鮮明化が認められる。」と述べている。

- (3) 被災者の死亡に至った経過について、E医師は、上記意見書において、「初診時よりX線上間質性陰影を多数に示す症状で、同様の陰影がしだいに増強して呼吸困難で死亡している。」と述べている。
- (4) 被災者の死亡とじん肺との関連性について、F医師は、上記意見書において、「じん肺管理区分決定以前から間質性肺炎の病像が確認され、かつ、死亡に至るまでの経過をみても間質性変化による肺機能障害が主と考えられ、じん肺（合併症を含む）が急激に生命維持に危険を及ぼすような状態にあったとは認められない。」と述べており、G医師も上記鑑定意見書において、「被災者は、肺野の粒状影が乏しいことや石綿肺を示唆する所見もなく、余病としての特発性間質性肺炎に分類される特発性非特異的間質性肺炎が数年の間に進行して、その急性増悪による呼吸不全となり直接死因となったと考えられる。よつて、じん肺及び法令の合併症と直接死因との間に相当因果関係があったとは言い難い。」と述べている。
- (5) 当審査会において本件一件記録を精査したところ、被災者の症状経過や画像を踏まえたF医師及びG医師の意見は妥当であり、被災者がじん肺及びその合併症として続発性気管支炎を発症したことは認められるが、その症状は重篤であったとは認められず、被災者はじん肺とは別の過程で発症した特発性非特異的間質性肺炎の増悪により死亡したものであり、被災者の死亡と業務による疾病との相当因果関係は認められないと判断する。

なお、請求代理人は、粉じんにより間質性肺炎を合併し、その間質性肺炎が進行した場合、CT画像によってもじん肺所見の鑑別が非常に困難になる旨主張しているが、請求代理人が引用する文献は、本件に係る医学的見解ではなく、また、一般論としてみるとしても、CT画像ではなくX線画像に関して述べているものであり、採用できない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であつて、これらを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。